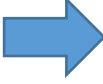


第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 教育・保育提供区域における量の見込み及び確保の方策

中間年の見直しについては、国から示された「中間年見直しのための考え方」において、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの実績値が、計画における量の見込みと比べて10%以上の乖離がある場合に原則として見直しが必要とされています。

令和3年4月1日時点	1号	2号	3号
A 量の見込み（計画値）	3,885	3,988	3,324
B 支給認定区分ごとの子どもの実績値	3,726	3,986	3,430
C 乖離率（B/A）%	95.9%	99.9%	103.2%



いずれも10%未満
のため見直し不要

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

① 利用者支援事業

当初計画：45頁

【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見直し理由】

実施か所数の変更に伴い修正を行っています。

■見直し後

《基本型・特定型》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	2	2	2
確保方策（か所）	1	1	2	2	2

《母子保健型》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	2	2	2	1	1
確保方策（か所）	2	2	2	1	1

【今後の方向性】

基本型を子育て総合支援センターに1か所、特定型を市役所に1か所、そして母子保健型については母子保健支援事業の一元化に伴い、今後、市立子ども保健センターの1か所に集約して引き続き設置していきます。今後の状況により、教育・保育提供区域ごとの設置について、必要に応じて研究・検討を行います。

また、児童福祉法の改正に伴う母子保健型の設置については、国の動向に応じて対応いたします。

⑤放課後児童健全育成事業

当初計画：52～56頁

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

市立小学校内に設置された市立学童保育室と、市長に届出を行った事業者が運営する民間学童保育室があります。

【見直し理由】

令和4年2月に「学童保育のあり方等に関する基本方針」を策定し、この基本方針に従い、今後の取組を進めていくことから見直しを行っています。

■見直し後

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）	18,041	17,649	17,467	16,891	16,590
③ 量の見込み（人）	4,683	4,627	4,624	4,456	4,350
1年生	1,243	1,231	1,249	1,204	1,154
2年生	1,164	1,169	1,181	1,135	1,103
3年生	979	963	986	944	914
4年生	635	587	568	589	582
5年生	426	440	400	376	397
6年生	236	237	240	208	200
④ 実人数（人）	3,036	3,196	3,415	3,300	3,500
確保方策 施設数（か所）	69	73	78	83	88
過不足量：④－③（人）	▲ 1,647	▲ 1,431	▲ 1,209	▲ 1,156	▲ 850

《① JR以北・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）		2,919	2,830	2,754	2,590	2,456
③ 量の見込み（人）		3,385	3,362	3,415	3,282	3,172
	1年生	194	191	193	180	161
	2年生	183	181	182	170	153
	3年生	152	150	151	142	127
	4年生	107	94	88	90	93
	5年生	71	76	65	58	60
	6年生	39	41	42	33	31
④ 確保方策	実人数（人）	445	485	445	440	480
	施設数（か所）	10	11	10	11	12
過不足量：④－③（人）		▲ 301	▲ 248	▲ 276	▲ 233	▲ 145

《② JR以北・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）		5,211	5,100	5,043	4,883	4,769
③ 量の見込み（人）		1,366	1,334	1,327	1,282	1,248
	1年生	365	357	359	343	332
	2年生	345	338	339	324	313
	3年生	288	281	283	270	261
	4年生	179	172	165	172	167
	5年生	123	121	116	111	116
	6年生	66	65	65	62	59
④ 確保方策	実人数（人）	865	905	995	980	980
	施設数（か所）	20	21	23	25	25
過不足量：④－③（人）		▲ 501	▲ 429	▲ 332	▲ 302	▲ 268

《③ JR以南・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）		5,570	5,406	5,305	5,171	5,183
③ 量の見込み（人）		946	937	941	912	901
	1年生	250	253	256	245	242
	2年生	236	239	242	231	229
	3年生	197	199	202	192	190
	4年生	127	113	120	123	114
	5年生	89	85	76	81	83
	6年生	47	48	45	40	43
④	実人数（人）	585	625	660	640	720
確保方策	施設数（か所）	13	14	15	16	18
過不足量：④－③（人）		▲ 361	▲ 312	▲ 281	▲ 272	▲ 181

《④ JR以南・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）		5,131	5,045	5,036	4,913	4,901
③ 量の見込み（人）		1,332	1,335	1,342	1,304	1,305
	1年生	353	354	362	356	354
	2年生	333	335	343	337	334
	3年生	277	278	285	281	278
	4年生	182	170	163	165	171
	5年生	118	130	117	105	112
	6年生	69	68	72	60	56
④	実人数（人）	895	935	1,095	1,040	1,080
確保方策	施設数（か所）	20	21	25	26	27
過不足量：④－③（人）		▲ 437	▲ 400	▲ 247	▲ 264	▲ 225

《⑤ 五領・上牧 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）		655	620	626	621	610
③ 量の見込み（人）		173	167	167	165	160
	1年生	50	40	44	48	42
	2年生	42	46	40	41	44
	3年生	36	36	39	32	32
	4年生	23	21	21	23	20
	5年生	13	16	14	14	15
	6年生	9	8	9	7	7
④	実人数（人）	111	111	130	120	120
確保方策	施設数（か所）	3	3	3	3	3
過不足量：④－③（人）		▲ 62	▲ 56	▲ 37	▲ 45	▲ 40

《⑥ 三箇牧・柱本 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）		471	472	465	449	422
③ 量の見込み（人）		120	121	126	120	111
	1年生	31	36	35	32	23
	2年生	25	30	35	32	30
	3年生	29	19	26	27	26
	4年生	17	17	11	16	17
	5年生	12	12	12	7	11
	6年生	6	7	7	6	4
④	実人数（人）	135	135	90	80	120
確保方策	施設数（か所）	3	3	2	2	3
過不足量：④－③（人）		15	14	▲ 36	▲ 40	9

【今後の確保方策（実施時期等）】

- (1) 市立学童保育室については、定員を超える申請があった場合、引き続き基準条例に基づき、最大60人までの臨時定員を設定します。
- (2) 民間学童保育室については、令和4年2月に策定した「学童保育のあり方等に関する基本方針」に基づき、次の表のとおり、設置促進に取り組みます。なお、将来的に児童数の減少が見込まれることから、校区ごとの入室実績等に応じ、適宜、設置する区域、数及び実施時期を精査して取り組むこととします。

(単位：か所)

区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
全 市	4	3	5	5	17
①JR以北・芥川以西区域	1	0	1	1	3
②JR以北・芥川以東区域	1	1	2	0	4
③JR以南・芥川以西区域	1	1	1	2	5
④JR以南・芥川以東区域	1	1	1	1	4
⑤五領・上牧区域	0	0	0	0	0
⑥三箇牧・柱本区域	0	0	0	1	1

【その他の取組】

- (1) 特別な配慮を必要とする児童については、入室状況に応じた指導員の加配などの対応を行っています。引き続き、職員研修などを行いながら、受入体制確保に取り組みます。
- (2) 開室時間については、全ての学童保育室において、平日19時まで延長して保育を実施しており、引き続き、延長保育の実施に取り組みます。
- (3) 利用者等への周知については、保護者との日常的な情報交換に加え、懇談会や入室説明会などを実施しています。引き続き、それらの機会を通じ、事業内容に係る情報提供・共有に努めるとともに、民間学童保育室に係る広報活動などに取り組みます。

【今後の方向性】

「学童保育のあり方等に関する基本方針」に基づき、以下の取組を進めます。

- (1) 市立学童保育室については、現在、ひとり親家庭に限っている高学年障がい児の入室要件の緩和を検討します。
- (2) 民間学童保育室については、現在、実施している待機児童対策に加えて、高学年

児童の受入れを進めるため、低学年児童を対象としている運営事業費補助金の対象を高学年児童にも拡大するとともに、中学校区単位での設置に取り組みます。

《参考：学童保育のあり方等に関する基本方針より抜粋》

4 基本方針

高槻市子ども・子育て会議の答申の趣旨を踏まえ、今後の本市の学童保育のあり方等について、次の4つを基本的な方針として考えていきます。

4-1 民間学童保育室の設置促進

本市では、一部の公立学童保育室で待機児童が発生していることや、小学校における余裕教室等の確保が難しいことなどから、民間学童保育室を活用した待機児童対策に取り組んでおり、令和3年4月現在で、14室の民間学童保育室が設置されています。これらの民間学童保育室では、公立学童保育室にない様々な保育プログラムやサービスも提供されていることから、民間学童保育室の利用を希望する保護者も増え始めており、待機児童の解消に一定の効果을あげています。

このような状況のなか、公立学童保育室が高学年児童の受入を担うことは難しいのが現状です。そのため、本市では、民間学童保育室の活用により、待機児童対策及び高学年児童の受入を進めていくこととし、さらなる設置促進に向けて、各中学校区に1か所以上の民間学童保育室の設置を目指し、事業者への補助制度の充実に取り組めます。

4-2 公立学童保育室における取組の推進

高学年児童の受入については、基本的に民間学童保育室の活用により対応することとしますが、現在、公立学童保育室にて受入を行っている高学年の障がい児については、入室要件の緩和を検討します。

また、公立学童保育室の老朽化対策として、小学校敷地内に設置しているプレハブ施設については、適切な点検や営繕により長寿命化を図り、安全な保育環境の維持に努めるとともに、児童数の減少により見込まれる余裕教室など小学校校舎内の施設の有効活用を検討していきます。なお、1室あたりの定員については、国の基準である1室40名に見直しを行います。

4-3 受益者負担の適正化

本市の公立学童保育室の保育料は毎月一律の金額が設定されていますが、通常時と長期休業期間時で児童の利用できる時間が大きく異なることから、利用者の公平性の観点から考慮した保育料の額に見直すこととします。

また、保育料について、公立学童保育室では低所得者への減免制度を設けています。公立学童保育室については、引き続き、減免制度を維持するとともに、今後、待機児童対策に加えて、高学年児童の受入にも民間学童保育室を活用していくことから、民間学童保育室を利用する低所得者への支援制度を検討していきます。

4-4 放課後の子どもの居場所づくりと情報の集約

放課後の子どもの居場所については、現在、公・民で様々な事業が展開されています。これらの事業を今後も充実させていくため、本市として、引き続き関係部署のさらなる連携を図るとともに、民間事業者への適切な支援と情報提供に努めます。

また、児童や保護者に対し、これらの事業の利用促進を図るため、放課後の子ども居場所に関する情報を集約し、周知啓発を行っていきます。